

北広島市公益活動事業補助金審査要領

第 1 目的

この審査要領は、北広島市市民協働推進会議が行う北広島市公益活動事業補助金（以下「補助金」という。）の審査に必要な事項を定めるものとする。

第 2 審査対象

審査対象は、補助金の交付を受けるために申請された事業で、次に掲げるコースの区分に応じて実施する。

- (1) 初動支援コース
- (2) 自主事業支援コース

第 3 審査方法

第 4 の審査項目に定める各項目について、別紙（選考審査シート）により申請案件毎に個別に審査する。

第 4 審査項目

北広島市補助金交付基準の基本基準を踏まえ、次に掲げる各項目（以下「審査項目」という。）について審査する。

- (1) 公益性
- (2) 必要性
- (3) 効果性
- (4) 適格性
- (5) 実現可能性
- (6) 発展普及性
- (7) 地域活用性

第 5 審査採点

審査項目ごとに次の 3 段階の採点を行い、その合計を採点合計点数とし、32 点満点とする。

2 点・・・認められる

1 点・・・工夫次第で認められる

0 点・・・認められない

第 6 判定方法

各審査員の採点の合計点数を、審査員人数分で除した点数が 19 点以上を基準とし、全審査員協議のうえ共通認識のもと総合判定する。

選考審査シート

【初動支援コース・自主事業支援コース】

申請団体名	審査年月日	平成 年 月 日	採点合計
申請事業名	審査員		_____点
審査採点 2点・・・認められる 1点・・・工夫次第で認められる 0点・・・認められない			

審査項目		採点
公益性	(1) 次の項目のいずれかに該当しているか ・住民自治の向上、市民の福祉・健康増進が図られるもの ・市民の安全で安心な生活に寄与するもの ・市民の教育、文化、スポーツの振興に寄与するもの ・地域の経済、産業の振興、雇用の促進に寄与するもの ・市の施策として推進する事業を団体又は個人に対し積極的に奨励しようとするもの	_____点×3
必要性	(2) 事業の目的や内容等が社会情勢に合致している	_____点
	(3) 公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すために補助すべき事業である	_____点
効果性	(4) 効果が広く市民にいきわたり、特定の者のみの利益に供することがない	_____点
	(5) 市民の福祉向上やサービス向上に効果が認められる	_____点
適格性	(6) 会計処理及び補助金の使途が適切である	_____点
	(7) 事業の活動内容が団体の活動理念と整合性がとれている	_____点
実現可能性	(8) 団体の能力・規模と事業が合っている	_____点
	(9) 実現可能な方法、予算で事業計画が立案されている	_____点
	(10) 団体の専門性などの特性を活かしている	_____点
発展普及性	(11) 団体の活動の発展が図られ、成果の広がりが期待される	_____点
	(12) 今後も継続した取り組みが期待される	_____点
	(13) 他の社会的課題の解決に向けたモデルとなる	_____点
地域 活用性	(14) 事業の活動内容が北広島の特色や強みを活かしている	_____点

意見等	
-----	--